

令和元年度補助金見直し結果表

番号	補助金名称	担当課	一次評価 (担当課)		二次 評価 対象	二次評価 (検討委員会)	当初予算の状況
			判定 区分	見直し 方向性		見直し 方向性	見直し 方向性
1	定住促進奨励金	企画政策課	5	現行維持	○	現行維持	廃止
2	地域おこし協力隊活動補助金	企画政策課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
3	地域おこし拠点改修事業補助金	企画政策課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
4	地域おこし協力隊企画展実施事業補助金	企画政策課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
5	地域防災推進事業補助金	総務課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
6	自主防災活動補助金	総務課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
7	北茨城市たばこ販売協力会補助金	税務課	5	現行維持	○	10%削減	現行維持
8	国際親善友好都市交流補助金	まちづくり協働課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
9	地区集会施設修繕料補助金	まちづくり協働課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
10	地区集会施設借地料補助金	まちづくり協働課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
11	街路灯設置費補助金	まちづくり協働課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
12	大好き北茨城ネットワーク協議会補助金	まちづくり協働課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
13	いばらき出会いサポートセンター会員登録助成金	子育て支援課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
14	北茨城市教育・保育施設運営費補助金	子育て支援課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
15	人間ドック補助金（一般会計）	保険年金課	2	現行維持		—	現行維持
16	脳ドック補助金（一般会計）	保険年金課	2	現行維持		—	現行維持
17	人間ドック補助金（特別会計）	保険年金課	1	現行維持		—	現行維持
18	脳ドック補助金（特別会計）	保険年金課	1	現行維持		—	現行維持
19	日立食品衛生協会補助金	健康づくり支援課	4	現行維持		—	現行維持
20	北茨城市耕畜連携推進協議会補助金	農林水産課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
21	北茨城市水産振興協議会補助金	農林水産課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
22	浅海増殖事業補助金	農林水産課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
23	淡水魚増殖事業補助金	農林水産課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
24	水産加工業育成振興補助金	農林水産課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
25	北茨城市観光協会補助金	商工観光課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
26	天心遺跡記念公園等保護管理費補助金	商工観光課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
27	ノルディック・ウォーキング事業補助金	商工観光課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
28	全国あんこうサミット事業補助金	商工観光課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
29	市町村金融保証料補給金補助金	商工観光課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
30	生ごみ処理器等設置補助金	生活環境課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
31	北茨城市中学校体育連盟補助金	教育総務課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
32	各種体育連盟選手派遣費補助金	教育総務課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
33	郷土愛を育む学校づくり事業補助金	学校教育課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
34	雨情の里星まつり事業費補助金	生涯学習課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
35	大津コミュニティセンター管理運営委員会運営費補助金	生涯学習課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
36	ヒロシマで学ぶ平和への旅運営費補助金	生涯学習課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
37	青少年健全育成北茨城市民の会運営費補助金	生涯学習課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
38	北茨城市民各種大会運営費補助金	生涯学習課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持
39	中学校野球選抜対抗戦北茨城大会運営補助金	生涯学習課	5	現行維持	○	現行維持	現行維持

番号	補助金名称	担当課	一次評価 (担当課)		二次 評価 対象	二次評価 (検討委員会)	当初予算の状況
			判定 区分	見直し 方向性		見直し 方向性	見直し 方向性
		現行維持	/	39本	/	33本	38本
		10%削減		0本		1本	0本
		50%削減		0本		0本	0本
		費用変更		0本		0本	0本
		廃止		0本		0本	1本

判定区分が1～4のものにつきましては、義務的な補助金のため二次評価の対象外となります。

- 1：法令等により市が補助することが義務付けられているもの
- 2：国、県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的であるもの
- 3：財源の全額が特定財源であり、一般財源を伴わないもの
- 4：他市町村、他団体との協議等により市の負担が決定しているもの